

## 石川県電源立地地域対策交付金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 県は、発電用施設の周辺地域における公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため、電源立地地域対策交付金交付規則（平成28年4月1日文部科学省・経済産業省告示第2号。以下「規則」という。）、石川県補助金交付規則（昭和34年7月20日石川県規則第29号。以下「県規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、石川県電源立地地域対策交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、規則及び県規則において使用する用語の例による。

### (交付の対象及び交付額)

第3条 交付金は、発電用施設等所在等市町村及び原子力立地給付金交付事業を行う者（以下「市町村等」という。）が実施する、次の各号に掲げる措置に要する経費の全部又は一部について、市町村等に対して交付するものとし、その額は、国から交付される交付金の額の範囲内において知事が定める額とする。なお、当該交付金の交付の対象となる事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が充てられる事業の一部に、収益が生ずる可能性があると認められる事業が含まれる場合には、交付の目的に照らして適当であると認められるときに限り交付金を交付するものとする。

- 一 地域振興計画作成等措置
- 二 発電用施設温排水有効利用措置
- 三 発電用施設温排水有効利用実証調査等措置
- 四 発電用施設温排水影響事業支援措置
- 五 発電用施設温排水等有効利用施設整備等措置
- 六 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置
- 七 企業導入・産業活性化措置
- 八 福祉対策措置
- 九 地域活性化措置
- 十 給付金交付助成措置
- 十一 給付金加算等措置

### (交付の申請)

第4条 交付金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度上期にあつては3月16日から5月15日まで、下期にあつては10月1日から10月15日までに、様式第1による交付申請書に様式第2による事業計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付金の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方

消費税に係る仕入控除税額（交付金の対象とされた経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第5条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付金の交付申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。

2 前項の交付金の交付の決定の内容には、次に掲げる費目ごとの経費の配分を含むものとする。

一 第3条第一号から第九号に掲げる措置

イ 事業費

- (1) 工事費
- (2) 用地費及び補償費
- (3) 調査設計費
- (4) 設備費
- (5) 調査費、広報費及び研修費
- (6) 維持運営費
- (7) 事業運営費
- (8) 附帯雑費
- (9) 一般事務費

ロ 補助金

- (1) 補助金
- (2) 一般事務費

ハ 出資金

- (1) 出資金
- (2) 一般事務費

ニ 貸付金

- (1) 貸付金
- (2) 一般事務費

ホ 基金造成費（ハに掲げるものを除く。）

- (1) 事業運営基金
- (2) 施設整備基金
- (3) 維持補修基金
- (4) 維持運営基金
- (5) 一般事務費

二 給付金事業助成費

- (1) 原子力立地給付金助成費
- (2) 給付金加算等助成費
- (3) 一般事務費

- 3 知事は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 知事は、交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 第5条第2項第一号に掲げる措置に係る費目の配分の変更（同号イ(1)から(9)までに掲げる二以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲で当該配分額の流用を行おうとする場合を除く。）をしようとするときは、知事の承認を受けるべきこと。
- 二 第5条第1項の通知を受けた事業（以下「交付金事業」という。）を行うため契約を締結する場合においては、交付金事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- 三 交付金事業の内容を変更しようとするときは、知事の承認を受けるべきこと。
- 四 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けるべきこと。
- 五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、様式第5による報告書を速やかに知事に提出してその指示を受けるべきこと。
- 六 交付金事業によって取得した財産については、交付金事業の完了後においても当該財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(変更の承認申請)

第7条 前条第一号又は第三号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、様式第3による申請書を知事に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 第6条第四号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、様式第4による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第9条 第5条第1項の通知を受けた者（以下「交付金事業者」という。）であって、当該通知書に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある者は、

交付金の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、第5条第1項の通知があった日から10日以内に、様式第6による届出書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

- 第10条 交付金事業者は、知事が特に必要と認めて要求したときは、様式第7による交付金事業実施状況報告書を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告等)

- 第11条 交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日から20日を経過した日又は交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の4月20日）までに、様式第8による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。
- 2 交付金事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 交付金事業者（原子力立地給付金交付事業を行う者を除く。）は、第1項の実績報告書のほか、交付金事業が完了した日又は交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第9による評価報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。
- 4 交付金事業者は、前項の規定により知事に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。
- 5 知事は、第三項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

(交付金の額の確定)

- 第12条 知事は、交付金事業者から交付金事業の完了又は廃止に係る前条第1項の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付金事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 交付金事業者は、前項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(交付金事業による収益の一部の納付)

第13条 交付金事業者は、事業を行おうとする交付金事業者等（交付金事業者が委託した事業者も含む。）に相当の収益が生ずる可能性があると認められる事業については、当該交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告及び資料を、事業を実施する年度ごとに、速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告の結果、交付金事業者等に相当の収益が生じたと認められる場合においては、当該交付金事業により生じた収益から必要な経費を控除した額（交付金の額を超えない範囲に限る。）の納付を命ずることができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第14条 交付金事業者は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第10により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第12条第3項の規定は、前項の返還の場合について準用する。

（交付決定の取り消し）

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付金事業者が第6条の規定により付された条件に違反した場合
- (2) 交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付金事業者が第10条、第11条及び次条の規定に違反した場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、交付金事業者が交付金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく知事の処分違反した場合
- (5) 発電用施設等の設置計画が中止又は廃止された場合
- (6) 発電用施設等の設置の工事が中止又は廃止された場合

（財産処分の制限）

第16条 交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が50万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第11による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、規則第28条第2項ただし書きに定める処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

（交付金の支払い）

第17条 交付金は、第12条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると知事が認める場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第12による支払請求書を知事に提出しなければならない。

（交付金事業の経理）

第18条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(交付金調書)

第19条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る支出の予算書及び決算書における計上科目別計上金額を明らかにするため、様式第13による交付金調書を作成しておかなければならない。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成16年5月10日から施行し、平成16年度予算から適用する。
- 2 石川県電源立地促進対策交付金交付要綱、石川県電力移出県等補助金交付要綱、石川県原子力立地給付金交付事業補助金交付要綱、石川県水力発電施設周辺地域交付金交付要綱は廃止する。ただし、この要綱の施行日以前にこれらの交付要綱に基づく交付の決定を受けた交付金又は補助金については、なお従前の例による。

(附 則)

この改正は、平成20年6月27日から施行し、平成20年度の対象事業から適用する。

(附 則)

この改正は、平成23年4月13日から施行し、平成23年度の対象事業から適用する。

(附 則)

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

この改正は、平成30年9月28日から施行する。

(附 則)

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この改正は、令和元年7月1日から施行する。

(附 則)

この改正は、令和3年4月1日から施行する。